

別添様式

都道府県、政令市名	京都府		
基金の名称	京都府緑と文化の基金(地域環境保全事業分)		
基金の目的	優れた自然環境及び文化遺産その他の貴重な歴史的環境を保全するとともに、府民と自然とのふれあいの場の創出及び環境保全の意識の高揚を図り、もって豊かな京都を将来の府民に引き継ぐこと		
26年度末基金総額(a=b+c+d+e)	400,000,000	25年度末基金総額	400,000,000
うち国費相当額(b)	200,000,000	▲26年度基金執行額	679,122
うち地方負担相当額(c)	200,000,000	26年度基金運用益	679,122
うち運用益(国費相当分)(d)	0	26年度その他造成額	0
うち運用益(地方負担相当分)(e)	0		

基金事業の概要及び執行額の内訳

1 環境情報発信及び環境保全意識高揚事業	
執行額	834千円(うち基金充当額679千円)
目的	<p>次の事業の実施により、環境情報の発信や環境保全意識の高揚に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府の環境の状況や環境施策をとりまとめた「京都府環境白書」発行 ・地域で長年にわたって幅広い環境保全活動に取り組んでいる個人・団体や先駆的・先進的な取組を行っている事業者や団体を顕彰する「環境保全功労者表彰」の実施 ・環境について楽しみながら学び考えることができる参加・体験型イベント「京都環境フェスティバル」の開催 ・小中学生から環境をテーマにした絵画を募集する「京の環境を考えるポスターコンクール」の実施
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府環境白書の発行 発行:平成27年3月25日 ・環境保全功労者表彰 表彰:平成26年6月19日 ・京の環境を考えるポスターコンクール 募集:平成26年6月2日から9月11日まで 表彰:平成26年12月13日(※京都環境フェスティバルにて実施)
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府環境白書の発行 発行部数:900部 ・環境保全功労者表彰 27件(個人14・団体13) ・京の環境を考えるポスターコンクール 応募数:608点(小学生258点、中学生350点) ※京都環境フェスティバルにおいて展示 (入場者約26000人、出展者163団体)
公募状況	<p>京の環境を考えるポスターコンクール 募集要領:京の環境を考えるポスターコンクール募集要項 募集期間:平成26年6月2日から9月11日まで 審査基準:京の環境を考えるポスターコンクール表彰要領による 審査体制:同上</p>

【記載要領】

- ※1…都道府県、政令指定都市名を記載する。
- ※2…条例で定める基金名称を記載する。
- ※3…条例で定める基金の設置目的を記載する。
- ※4…年度末の基金残高を記載する。
- ※5…基金残高のうち国費相当額(運用益を除く)を記載する。
基金の取り崩しを行っていない場合には、2億円(当初国からの補助金を受けて造成した分)とする。
基金の取り崩しを行っている場合には、基金残高の1/2の額とする。
- ※6…基金残高のうち地方負担相当額(運用益を除く)を記載する。
基金の取り崩しを行っておらず、かつ独自に追加造成を行っていない場合には、2億円とする。
基金の取り崩しを行っておらず、独自に追加造成を行っている場合には、2億円と追加造成の合算額とする。
基金の取り崩しを行っている場合には、基金残高の1/2の額とする。
- ※7、8…基金運用益から基金執行額を差し引いた額に対し、※5と※6の比率で
国費相当分と地方負担相当分に按分して記載する。
- ※9…前年度末の基金残高を記載する。
- ※10…報告対象年度中の基金執行額(運用益分含む)を記載する。
- ※11…報告対象年度中に基金から生じた運用益を記載する。
- ※12…報告対象年度中に独自に追加造成した額を記載する。
- ※13…一般財源を含めた事業全体の執行額を記載し、()内に基金からの充当額を記載する。
- ※14…事業概要を事業目的が明らかになるように記載する。
- ※15…事業実施期間を記載する。普及啓発施設の運営等通年のものは「通年」と記載する。
研修会、普及啓発イベント等については、「〇月〇日～〇月〇日まで合計〇回」とまとめて記載する。
- ※16…実施した事業の内容と効果を記載する。効果については※14の目的との関係が明らかとなるよう
延べ参加人数等を記載する。
- ※17…公募を行った事業について、公募要領等の名称と募集期間、審査基準、審査体制を記載する。
環境省への報告にあたっては、参考資料として公募要領等を添付する。HP等での公表にあたって
は、公募要領等を閲覧できるよう電子ファイル等を添付する。

<参考>

地方造成分と国費造成分の考え方

- ・基金の取り崩しについて、独自に追加造成している場合には、4億円を下回る取り崩しを行わない限り国費造成分は減少しない。
- ・協議の上、4億円を下回って取り崩す場合は、国費造成分と地方造成分を1/2ずつ取り崩したものとする。
- ・国費相当額がゼロ又はマイナスとなった基金については、基金残高に対する国費相当額が無い基金とし、その後の取り崩しにあたっての協議は不要とする。(基金残高がある期間は基金事業実施状況の報告・公表について協力を求める。)